資料２

接続料の算定等に関するWG（第10回）事業者ヒアリング

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における特別支援区域等の加入光ファイバ接続料についての当社の考え

2026年11月27日

Copyright © NTT EAST, Inc. All rights reserved.
Copyright © NTT WEST, Inc. All rights reserved.

はじめに

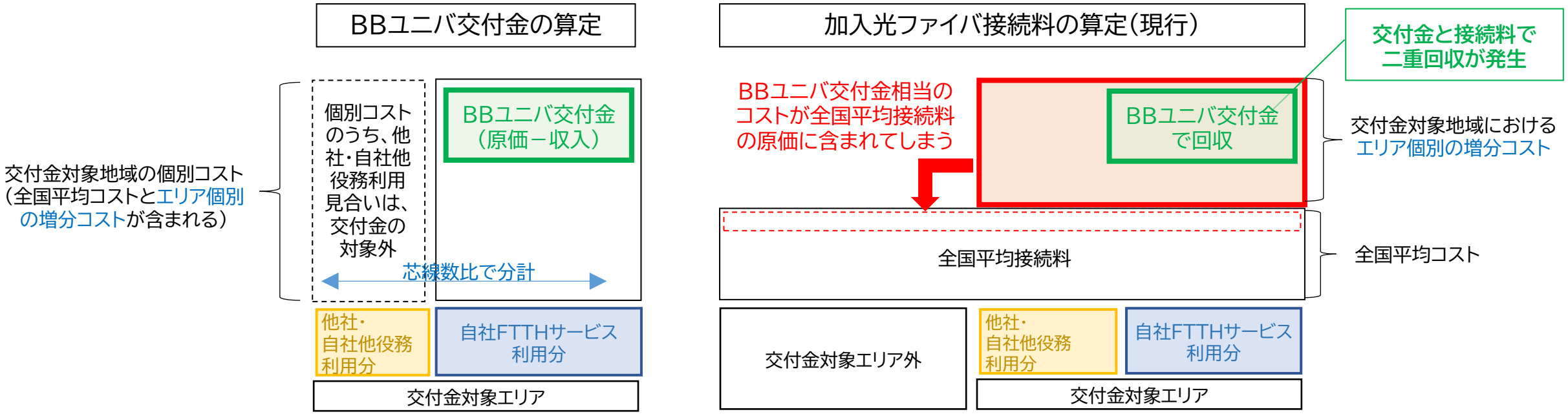
- ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の開始にあたっては、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月28日）において、**ブロードバンドサービスに関する交付金（以下、BBユニバ交付金）と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、必要な措置を検討することが適当**とされていることを踏まえ、当社として加入光ファイバの接続料算定において必要な対応を検討しましたので、その内容について説明いたします。

＜参考＞ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月28日）
2. 交付金・負担金の詳細な算定方法に関する検討事項　考え方（p13 抜粋）

「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」である「第二種適格電気通信事業者」が、今回の交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、総務省において必要な措置を検討することが適当である。具体的には、第二種交付金制度の運用を開始した後における第一種指定電気通信設備（加入光ファイバ等）の接続料の算定方法については、第二種交付金の具体的な算定方法や、同交付金で補填されないコストの規模等を踏まえつつ、ワーキンググループの検討過程で提案された支援区域において別の接続料（加算料）を設定する要否も含め、総務省において検討を継続することが適当である。その際、接続料の水準や体系が、支援区域における光ファイバ等の有効かつ公平な利用を阻害する結果とならないよう留意する必要がある。

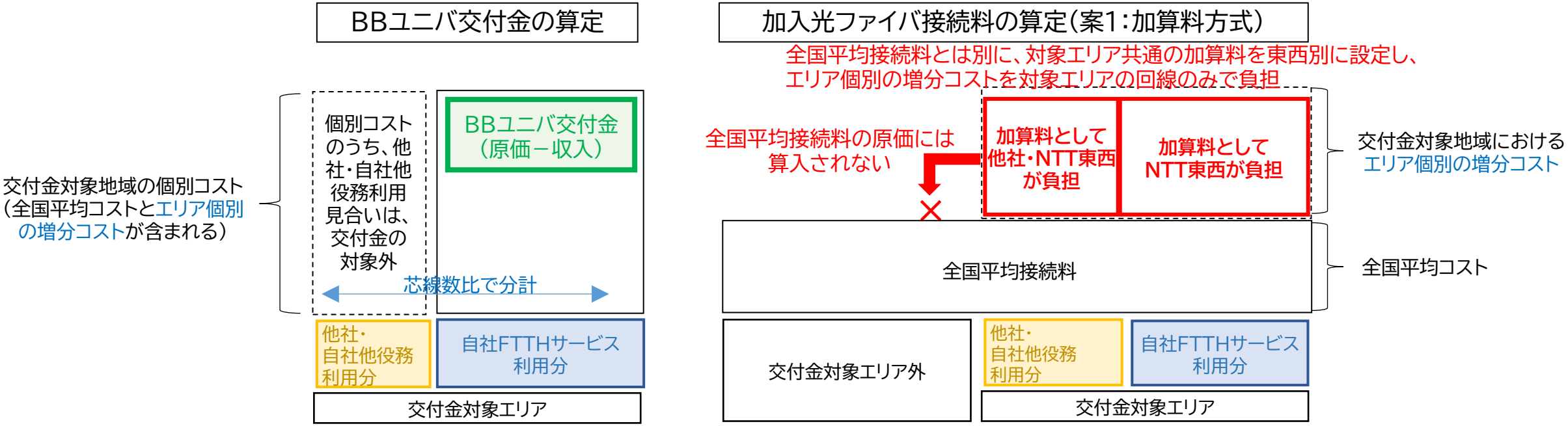
1. BBユニバ交付金算定と加入光ファイバ接続料算定の関係について

- **BBユニバ交付金**については、**交付金対象エリアの個別コスト（全国平均コストとエリア個別の増分コストが含まれる）を把握し、当該個別コストを自社FTTHサービス利用分の芯線数比にて分計して交付金算定のもととなる交付金原価を算定**した上で、当該交付金原価から自社FTTHサービスの収入額を減算した金額（赤字額）を交付金としています。
- 一方、**現行の加入光ファイバ接続料**については、エリアによって設備利用の様態に大きな差異がないことから、**エリアによらず全エリアで同一の単金を算定・適用**しています（全エリアの加入光ファイバコストを合算した接続料原価を、全エリアの回線数の合計で除した全国平均の接続料を算定し、エリアおよび自社・他社を問わず、全ての回線に適用）。
- BBユニバ交付金の交付開始後においては、仮に加入光ファイバ接続料を現行通りに算定した場合、**交付金対象地域のエリア個別の増分コストに含まれるBBユニバ交付金相当（右図の緑部分）について、BBユニバ交付金と加入光ファイバ接続料の双方で二重に回収されてしまうという課題が生じるため、一定の対応が必要**と考えます。



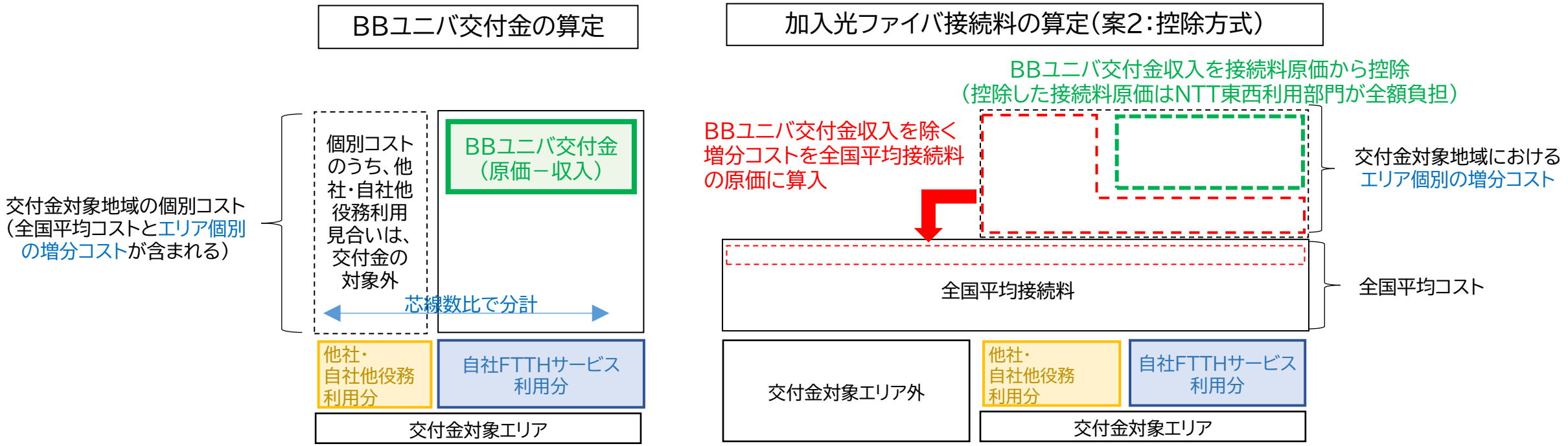
2. 加入光ファイバ接続料の算定方法見直し案について(1/2)

- 加入光ファイバ接続料は、エリアによって設備利用の様態に大きな差異がないことから、本来、エリアによらず全エリアで同一単金を算定・適用すべきものと考えますが、前述の交付金対象エリア固有の課題(二重回収の発生)を踏まえ、交付金対象エリアの接続料算定にあたっては、**全国平均接続料とは別に、対象エリアの増分コストを当該エリアの回線数(自社FTTHサービス+他社・自社他役務)で除して算定した「加算料」を対象エリアの回線に適用する方策(案1:加算料方式)**が考えられます。
- これにより、対象エリアのコストを交付金・接続料の双方から**二重回収する状況が解消**されるとともに、**対象エリアの接続料負担に係る自社・他社の同等性の担保も可能**となります。
- 一方で、加算料の算定・精算にあたっては、対象エリア毎の増分コスト・回線数の把握が必要であることに加えて、**当社および事業者双方においてエリアに応じた精算対応が必要である**ところ、**ユーザの申込単位で提供義務が生じる最終保障提供責務の導入により**、計画的かつ面的な設備譲受・新規整備に伴って交付対象エリアが定まる現行制度に比べて、**交付金対象エリアが広範かつ事前に予測し得ず、その件数が大幅に増加する可能性もあることから、加算料負担に係る事業者の予見性低下や接続料算定・精算の負担増大、ユーザ料金への影響といった新たな課題が発生**します。



2. 加入光ファイバ接続料の算定方法見直し案について(2/2)

- 前述の案1(加算料方式)により発生する新たな課題を踏まえれば、新たに加算料を設定するのではなく、**NTT東西が受領するBBユニバ交付金収入(加入光ファイバに相当する部分に限る)を全国平均接続料の接続料原価から控除(控除した接続料原価はNTT東西利用部門が全額負担)することで、二重回収の解消を図ることが現実的な対応**であると考えます**(案2:控除方式)**。
- 案2を採用した場合、交付対象エリアが増加しても、交付金の合計額を接続料原価から控除することで対応可能であるため、**簡便な算定対応が可能**であることに加え、加算料を設定しない(事業者は全国平均接続料のみを負担する)ため、**加算料負担に係る事業者の予見性低下や接続料精算負担の増大といった課題も回避可能**と考えていることから、**当社として本案をBBユニバ交付金導入に伴う加入光ファイバ接続料の算定方法見直し案として提案**します。



3. 加入光ファイバ接続料の算定方法見直しによる接続料水準への影響

- 加入光ファイバ接続料の算定方法見直しについて、交付金やコスト、需要の2025年度実績をもとに試算した接続料水準への影響は、以下の通りです。

	案1：加算料方式	案2：控除方式
全国平均接続料の原価から控除する対象コスト・金額	BBユニバ交付金対象地域におけるエリア個別の増分コスト 東日本：2.76億円、西日本：0.19億円	BBユニバ交付金収入（加入光ファイバに相当する部分に限る） 東日本：0.76億円　西日本：0.02億円
控除対象コストの扱い	加算料として個別に接続料を設定	接続料原価から控除 （NTT東西利用部門が全額負担）
全国平均接続料への影響 （参考）2027年度適用接続料（認可済） 【シェアドアクセス方式】東：2,431円、西：2,342円 【シングルスター方式】東：2,901円、西：2,976円	東日本：▲5円/回線・月（▲4.9円を四捨五入） 西日本：±0円/回線・月（▲0.4円を四捨五入）	東日本：▲1円/回線・月（▲1.4円を四捨五入） 西日本：±0円/回線・月（▲0.04円を四捨五入）
BBユニバ交付金対象地域における加算料	東日本：2,581円/回線・月 西日本：2,403円/回線・月	―

（参考）事業者別影響額（NTT東日本の場合）

- 前項の接続料算定方法見直しに伴う事業者別影響額の試算値（年額）※1は以下の通りです。

構成員限り

金額は現行からの増減額、（ ）内は現行からの増減率

（参考）事業者別影響額（NTT西日本の場合）

- 前項の接続料算定方法見直しに伴う事業者別影響額の試算値（年額）※1は以下の通りです。

構成員限り

金額は現行からの増減額、（ ）内は現行からの増減率